

武石委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。  
西森副議長が所用のため欠席しているので御了承願う。  
本日は、議会改革について御協議願うため、お集まりいただいた。  
前回、8月4日の議運では、各項目について提出会派から提案趣旨の説明を受け、あわせて全国状況などの確認をしていただいた。その内容については、議会改革検討項目整理表としてまとめ、お手元にお配りしてあるので、参考にさせていただきたいと思う。  
本日は、まず事務局に追加資料の説明をさせた上で、この検討項目の順に、各会派の御意見を伺っていきたいと考えているので、御了承願う。

**1. 議会改革について**

武石委員長

まず初めに、追加資料について、事務局に説明させる。西森政策調査課長、説明願う。

西森政策調査課長

説明させていただく。まず1番初めに、委員会のインターネット中継に関して、資料を説明する。  
まず、資料1をごらん願う。常任委員会のインターネット中継に関連して、前回の議運で、全国の議会の導入状況について説明をさせていただいた。このとき桑名委員から、ネット中継を導入している県議会の委員会審議の持ち方についてお尋ねがあったので、口頭で説明させていただいたが、わかりづらかった部分もあるかと思ったので、改めて資料にして説明させていただきたい。  
この資料については、委員会審議に当たって審議時間の割り当てを行っているかどうかをまとめたものである。特に割り当てを行っているところ右の欄、特に行っていないというのが左の欄になっているということで見ただきたいと思う。割り当てを行っているのは、京都府と大阪府となっている。京都府については、報告事項について定めはないが、所管事項に関する質問については会派の持ち時間制で運営されており、20分に会派委員数を乗じた時間を目安としていくということになっている。大阪府においては、各会派に答弁時間も含めて1人当たり60分を乗じた時間を配分しているという状況になっている。  
次に、左の部分について、特に時間の割り当ては行っていないとする県議会についてであるが、三重県、兵庫県、奈良県、鳥取県、香川県、長崎県、沖縄県の7県議会となっている。奈良県においては、質問方式は一括、一問一答、分割のいずれかを委員会の判断により導入するとされている。また長崎県においては、議案以外の質問については通告によることとし、1委員20分を目安に交代しているとのことである。沖縄県においては、先例として他の委員に質疑が移れば再質疑ができないようである。このように、特に割り当ては行っていないとしている議会においても、慣例として何らかの整理がなされている状況となっている。三重県、兵庫県、鳥取県、香川県については、本県と同様に随時の発言となっている。  
なお、資料の1番右端の欄には、平成27年2月定例会の各県の1委員会あたりの審議時間を記載している。三重県は通年議会、大阪府は年3回の定例会となっていることから、この両県については本県の2月定例会の委員会審議に相当する部分は参考として記載しているので御了承願う。以上である。

武石委員長

楠瀬議事課長、説明願う。

楠瀬議事課長

資料2について説明を申し上げる。

資料2ページ、一般質問等について(年間複数回登壇できる県)と書かれた資料をごらん願う。これは、前回の議運で検討項目として質問回数制限をなくすということで、登壇希望者全員に発言させることを原則としている道府県を紹介した際に、委員から愛媛県のように年間複数回質問できるところはないかという御質問があったので、年間複数回登壇できる県を一覧にしたものである。

愛媛県を含め3県ある。愛媛県と山梨県は議員1人の年間持ち時間が、それぞれ50分、40分となっており、その時間の範囲内で年2回は登壇することができる。その下の宮崎県は、1年に2回登壇することができることになっている。なお、質問1回あたり30分以内という制限がある。資料2については以上である。

次に、資料3について説明申し上げる。

資料3ページ、平成26年度本会議において発言のない議員数の調べをごらん願う。これは、前回の議運で委員から、登壇の希望があれば何回でも登壇できる県は、発言者に偏りが出て発言しない議員も出てくるのではないかということで、1年間で発言していない議員の数を調べる依頼があったものである。

この表は、平成26年度に発言のなかった議員数を書いている。比率と書かれた欄には、議員数から正副議長を引いた数を分母、発言のなかった議員を分子として、発言しない議員のその議会に占める割合を書いている。

次のページに、質問をしなかった議員の割合の区分を示している。質問なしの議員がいなかった県は、本県を含め4県。質問なしの議員が10%以下の県が15府県、質問なしの議員が10%から20%の県が11県、20%から30%の県が7県、30%から40%が6都県、40%以上がここにあるとおりととなっている。なお、発言なしの主な理由で1番多かったのは、具体的な発言者は会派内で調整して決めるためという理由であった。

次に、資料4について説明申し上げる。

資料5ページ、高知県議会の質疑並びに一般質問の経過と書かれた資料をごらん願う。これは、前回の議運で委員から、昔は一問一答を本会議で導入していた時期もあったが、いろいろな問題があって、予算委員会をすることになったので、その経過を押さえておく必要があるとの指摘があった。そのため、この間の経緯、また本会議の発言回数等の経緯も関係するので、これらについての経緯を説明するために、これまでの経過を時系列でまとめたものである。1番左側には、定例会における質疑並びに一般質問の発言者数の各会派への割り当ての考え方のこれまでの経緯を、真ん中には、一問一答方式のこれまでの取り扱いの経緯を書いている。

まず、昭和54年の改選時の本会議での発言回数は、自民党は年間1人1回、その他の会派は年間1人2回の発言ができることとしていた。具体的には、右端の欄の参考に書いてあるように、自民党系の議員は23人プラス3人の26人いたので、発言数は26回、その他の会派は16人いたので、発言数はその2倍の32回、合わせて58回の発言枠を設定していた。なお、真ん中の欄の、うち一問一答方式に書いてあるように、昭和54年度当時は、本会議の質問日のうち、2月定例会及び9月定例会ともに2日間、6人程度が一問一答を行うことになっていた。当時、一問一答を行っていたことは、全国的にも進んでいたと思う。

その後、昭和62年3月の議運で、真ん中の欄にある一問一答方式について、一時期あまりに細かい事後的な質問が行われ、一問一答は政策議論に合わないのではないかという意見もあり全廃の話もあったが、結論は、9月定例会の一問一答は廃止、2月定例会のみに一問一答を残すということになった。なお、先ほど説明したように、昭和54年の改正時に、本会議の年間発言者数を58人

と大幅に拡大したために、質問日数もいつとき3から4日延びていた。その後、質問日が長すぎるということで質問日は短くしたものの、他会派には、1人年2回の発言を一定保証していたために、実質自民党が発言を遠慮するという形になり、自民党は1人1回も発言していない状況もあり、不公平ということになった。

そういったこともあり、昭和62年8月の議運で現実的な質問日数に合わせ、発言回数を年間46回と枠を設定し、それを年間1人当たり自民党1、その他2の割合をもって、会派に持ち回数として割り振ることに決定した。なお、それまでは一括質問について質問時間は全員1人60分ということであったが、質問時間が長すぎるということから、昭和62年3月の議運決定として、届け出会派の最初の各1人は60分以内、2人目から50分以内ということで、質問時間を短縮している。なお、この表現をごらんいただくと、届出会派の最初の各1人は60分以内と届出会派という言葉をござわざ使っている。つまり、交渉会派でない1人会派であっても1人目は60分の質問ができることとしたもので、このときから代表質問という言い方を高知県ではしていない。それ以前は、交渉会派の1人目については代表質問という言い方をしていたが、この時期から代表質問という言い方はしていない。

その後、平成7年11月の議運で、議会の活性化のために9月定例会の一問一答の復活の意見が出たことや、当時、予算特別委員会導入の検討をしていたこともあり、結果的に9月定例会に単に一問一答を復活させるのではなく、議会の活性化のために本会議とは別に一問一答を行うために予算委員会を設けて、2月定例会は2日間、9月定例会は1日間、一問一答を行うことに決定し、平成8年2月定例会から予算委員会が始まっている。ちなみに、この予算委員会には要綱により設置された委員会で、法的な根拠のない委員会となっている。

その後、平成8年度から本会議の発言数の会派への割り振りの割合は、自民党1に対して他会派2であったのを、自民党1に対して他会派1.5の割合に変更している。

その後、平成11年の改選時には発言数については全ての会派について平等ということで、今の形に。つまり、正副議長を除く、全ての議員が年1回は発言できる回数を確保するというので、当時定数は41人であったので、発言回数を年間39回として、各会派に人数分の発言回数を割り振ることとしたものである。以上が、一問一答を含む本会議での質疑並びに一般質問の経過である。

次の資料5について説明申し上げる。

資料の6ページ上段に、定例会の本会議の傍聴者数、中ほどに、インターネット中継(生中継)のアクセス数と書いている資料をごらん願う。前回の議運で委員から、一問一答の導入に関連して傍聴者数とインターネット中継のアクセス数についての御質問があったので、この資料を付けたものである。この4年間の定例会の本会議の傍聴者数とインターネット中継のアクセス数を載せている。上の傍聴者でいうと、平成26年度の1日当たり傍聴者数は18人で減少傾向にある。また、インターネット中継のアクセス数については、平成26年度は1日当たりのアクセス数は372件で年々増加傾向にある。

次に、資料6について説明申し上げる。

資料の7ページにある、平成26年度本会議の審議時間等に関する調査表と書かれた資料をごらん願う。これは、前回の議運で委員から定例会の時間、内容等は高知県は他県と比較して進んでいると思うので、そういったことを検証した上で議会改革をどうしていくか考えるべきであるとの指摘があったので、26年度の全国の定例会の時間数を調査したものである。

左から都道府県名、次に平成26年度の定例会の年間を通じた本会議審議時間

数、その横にはそのうち2月定例会の本会議審議時間数を書いている。それぞれの審議時間数の横には、審議時間の多い順にランキングを振っている。これによると、高知県は年間の審議時間数は16位、また2月定例会の審議時間数では18位となるが、高知県の予算委員会は実質本会議に準じたものといえるので、予算委員会の質問時間900分を本会議審議時間に上乘せすると、表の下に書いているように高知県は全国7位となり、2月定例会の審議時間に予算委員会の600分を上乘せすると4位の長さとなる。

私からの説明は以上である。

武石委員長

西森政策調査課長、説明願う。

西森政策調査課長

続いて、資料7について説明する。

8ページ、出先機関調査中における市町村からの要望の取り扱いについてをざらん願う。検討項目として挙げられた趣旨は、市町村からの要望に対して議会としてどう対応するのかを明確にして回答すべきではないかとのことである。資料は、本県議会と同様に出先機関調査を実施している12議会について、市町村からの要望を受け付けているかどうかを取りまとめたものである。

この中で、要望があれば受けている、あるいは受け付ける場合もあるとするのが、長野県と福岡県の2議会となっている。大分県では、執行部を通じて所管委員会に送付されるといった状況である。いずれも3県議会としては、その要望に対する回答はしていないという状況のようである。

続いて、資料8、9ページをお願いする。

前回の議会改革の議論に際して、先ほどの市町村からの要望の取り扱いも含めて、全国の議会の委員会活動の状況も把握しておく必要があるのではないかと御意見があったことから、常任委員会の活動状況について調査をさせていただいた。調査内容は、1として本県議会が行っている年度始めの本庁業務概要調査に相当する委員会の開催の状況、2として出先機関調査の実施状況とそれに関連して先ほどの市町村からの要望を受けているかどうか、そして3番目に委員会の審議時間数について調査をさせていただいた。

まず本庁業務概要調査については、本県とほぼ同様な形で開催しているのが20議会、していないのが18議会となっている。また、改選期や執行部の組織再編時に行っているケースや、予算委員会の協議会で説明を受ける形で委員会ごとに決めて調査を行うケースなどをその他として整理して、その他が9議会あった。開催している団体の議会の開催日数については、1日となっているところがほとんどである。

次に、出先機関調査については実施しているのは13議会、していないのが29議会となっている。ただ、県内調査は実施しているが出先機関に特化していない、あるいは2年の任期のうち1回実施するなどのケースをその他に整理しているが、その他は5議会となっている。実施している議会の平均活動日数は、4.5日となっている。なお本県の場合は、調査に加えて取りまとめの委員会をさらに1日行っている状況になっている。

次に、平成27年2月定例会の1委員会当たりの審議時間について、長い議会あるいは短い議会の上位は表に記載してあるとおりであるが、年4回の定例会とする議会の平均は6時間19分で、高知県の場合は16時間40分となっている。なお、調査項目ごとの詳細については、資料9の表にまとめているので、また後ほどざらんいただければと思う。各県議会、それぞれ運営方法も異なるので全く同じ土俵での比較ということにもならないと思うが、大まかな傾向はこの調査で見てとれるのではないかと考えている。

最後になるが、資料 10、13 ページをごらん願う。

今年の 5 月 1 日に行われた各派代表者会において、議会の見える化を目的に委員会活動を議会ホームページに掲載していくことを御了承いただいたところであるが、出先機関等調査や県外調査の状況について、随時掲載させていただいているので、参考までに画面のコピーを出しているのごらん願う。以上である。

武石委員長

それでは、両課長に質疑があれば、後ほどの質疑の時間に御質問願う。

### (1) 議会の公開

#### ○常任委員会のインターネット中継

武石委員長

それでは、前回の議会改革の議会運営委員会の後に、各会派で御協議いただいたと思うので、報告していただくことがあれば御報告願う。検討項目の順に各会派の御意見をお聞きしていきたいと思う。

まず、議会の公開についてである。常任委員会のインターネット中継について、順次御意見をお願いする。

梶原委員

先ほど常任委員会のあり方についての御説明をいただいた。前回、自民党会派として意見も出させていただいたが、高知県議会の常任委員会の運営については先ほど説明のとおり業務概要調査の日数にしても、審議時間等にしても、全国の中でも大変活性化をしていると認識している。

そういった中でインターネット中継が検討項目に上がったが、インターネット中継を行っている県について、発言時間の制限をしている県としていない県と 2 つ説明を受けたが、制限していない県についても何らかの制限はあると認識をした。

そして、今後インターネット中継を行うに当たってそういった制限をどういうふうにしていくか考慮すると、例えば、小休中の中継はどうするのか、また、それにかかる費用はどうしていくのか、それに対する効果がどれだけ生まれるのか。また発言時間についても、それぞれの委員の公正公平性をいかに担保していくのか。また執行部についても、今の高知県議会の自由闊達な意見の交換ができていからこそ、引き出せる答弁というのもあると思う。また各委員が自分の質疑に対して、他の委員が別の切り口、観点から、質疑を重ねてくることに対して、それぞれがお互いを尊重している。そういったところが少しそがれる面も生まれてくるのではないかと、さまざまな懸念事項があるので、インターネット中継について自由民主党会派としては現時点ではまだまだ考慮すべき点があるのでないかという認識である。

坂本(茂)委員

常任委員会のインターネット中継は先ほど言われたような状況はあるにしても、うちの会派としては引き続き中継されることを求めていきたい。発言については制限を加えるのではなくて、逆に今の状況を有権者の方にきちんと見てもらうということがむしろ重要ではないのか。加えて議論されたのが、今、本会議についてはネットで過去の録画中継がされている。それらにしても、インターネットエクスペローラーしか対応していなくて、スマホ対応とかになっていない。それも制限が加えられていることになるので、技術的に可能であればスマホ対応にしていくべきではないのかという意見が出されている。

もう 1 つは、中継のときは無理だと思うが、過去の録画中継は、議事録ができた際に議事録と録画中継がリンクされるように対応できないか。聴覚障害者の方がそれを見ながら、議事録で確認するというのも可能であるだろうし、聴

覚障害だけでなく健常者の場合であっても、聞くだけでなく目で見るということと両方一緒にやることによって、きちんと理解ができるということがあるので、リンクが張れて1つの画面で両方見れるような形にしてほしいという意見も追加で出されている。

いずれにしても、確かにインターネット中継がされたから、全ての有権者の議会審議へのアクセス権が保障されるということにはならないかもしれないが、そのことによって拡大されることが重要なことではないかということで議論してきた。

武石委員長 坂本委員のお話の中にあつた文字で表現するという点についてであるが、常任委員会のインターネット中継をしながら、それも文字に起こすということか。

坂本(茂)委員 そうではない。それは、本会議についてである。

米田委員 新たに議論したわけではないが、今の事務局の調査を受けて、改めてインターネット中継をやっている4県がなんら制限なくやっているので、私は先進的な県にできるだけ早く足並みをそろえて中継をすべきではないかと思う。今まで自由闊達に議論しているのに制限をつけていては、それをインターネット中継してもあまり意味がないので、逆に活性化した状況をさらに広げるために、インターネット中継ができるのではないか。

いろいろな考え方があると思うが、新しい選挙の投票率低下の問題、いろいろ言われているので、いろいろなメディア、チャンネルを使って県民の皆さんに生のそういう議論・審議の姿を、できるだけ知る権利を保障していくということが大事ではないかと思うので、前向きな検討が必要ではないかと思う。

池脇委員 こういう情報機器を使っての対応というのも、時代の流れだろうと思う。しかし、全国的な議会の状況を見ると、まだきょうの説明でも、それを入れるに当たっての前段の課題があるのではないかと感じるの、もう少し様子を見ながら検討をしたほうがいいのではないか。

武石委員長 池脇委員、前段の課題というのは具体的にどういったことか。

池脇委員 例えば、米田委員が言ったように今の状況で放映するのとか、ほかの県では時間制限があるとか、いわゆる予算委員会みたいな形で時間制限をしてやるのか、それぞれが取り組まれていてある意味で統一されていない。だから、そういうのを踏まえて、常任委員会のあり方そのものも議論の課題に入れるのであれば、導入はそれほど慌てる必要はないのではないか。そういったものも含めて、今の委員会の充実面の課題をしっかりと議論をする必要性があるから、そうしたものを精査した上で導入してもいいのではないかと思う。

武石委員長 各会派から御意見が出た。実施するかしないかということにおいては、いろいろ課題はあるけれども、それをクリアしてやる方向でということで、各会派はまとまっているということでよいか。費用対効果を検証して。

池脇委員 自民党はそうではないだろう。私たちも、基本的に自民党の考え方と同じ。

坂本(茂)委員 結局、導入を前提に課題整理をするのか、あるいは課題があるから導入しないか、そこはどうか。そこをはっきりさせてもらって。私は、導入する際に多

少の課題を整理する、それで制限を加えるということをやしとするわけではないが、課題があるとしたときに課題を整理した上で導入ができるというのであれば、その課題の整理がされてもいいと思う。けれども、課題があるから導入しないというのであれば反対である。

土森委員

前回、常任委員会のインターネット中継をするかという議論が出てきて先進県を視察に行った。その結果、きょう出たようなことが出た。そこで当時言われたことは、我々は米田委員と全く違う考え方であるが、議員1人はみんな平等な権利がある。これに対して本会議だけではなく、本会議同様、1委員に時間割り当てをする。それが平等な原則原理であり基本的な理念。それをするによって、潤達な常任委員会の意見がふさがれできなくなる。逆にそういうことにつながってくるから、とりあえず今までどおり潤達な意見ができるような常任委員会の体制でいこうとなったことも事実。

だから、先ほど本会議での時系列の説明があったように、以前は確かに自民党1に対して野党2という時間配分をしていたが、それではいけないということで、ずっと改革をし続けて、やっと今、議員1人に平等な質問時間を与えていただいた。これは会派に振り分けるということである。そういうことを考えたときに、高知県の常任委員会は本当に潤達に意見を述べている。これは非常に県民のためにとってもいいことであるし、そういうことを県民にどう知らしていくかが今の課題だ。

それぞれの会派なり、そして個人の議員の県政報告会なり集会で発表していくということも1つの方法である。もうちょっと言えば、今議会が取り組んでいるホームページも、委員会の審議内容等について、もうちょっと充実したものにしてやれば、そういう方向になってくる。ただ基本は、やっぱり議員の平等な権利、質問は議員の最大の権利であるから、これを守っていくということが必要である。そういうことから、我々は現行どおりということになっている。

坂本(茂)委員

インターネット中継されることで平等な権利が侵害されるというところが、どういう形で侵害されるのかわからないということ。もう1つは、中継されたら自由潤達な議論がそがれる、そこがちょっとよくわからない。

梶原委員

先ほど話があったように、本来委員会運営については各委員に公平な時間配分を求めてしかるべきであると認識をしている。高知県議会の委員会運営のあり方を見た場合に、それぞれの委員がそれぞれの持ち時間の確保を主張していくより、この自由潤達な委員会運営のあり方が高知県政の発展につながるという意味で、今の委員会運営が望ましいのではないかという認識である。

なぜインターネット中継をしたら自由潤達な意見がそがれるのかとおっしゃるが、私たちの会派の協議の中でも、インターネット中継されるのであれば、それぞれの持ち時間をきちんと担保していただきたいという意見もあった。今は委員長の裁量により、それぞれの質疑、またそれに対する関連質問等を自由に行っているものを、中継という形になるのであれば、これは私の質疑としてそれぞれの持ち時間を確保していくことをあわせて主張していただきたいという意見もあった。そういうところで自由潤達な意見のあり方とは、少し変化ができてくるのではないのかなと感じているところである。

武石委員長

先ほど米田委員の意見の中に、制限をかけるのではなく、今やっていることをそのまま流せばよいのではないかという提案があった。そうすると、何ら制限がかかるわけではないが、その点についてどうか。

- 米田委員 今の活発な意見交換の姿をそのまま放映することに何の支障があるか。今の委員が発言を制限されていると言う場面はないので、私はその活発な姿をそのまま県民の皆さんに身近に見てもらい、知る権利を保障するのは大事だということと、逆にインターネット中継することによって、今よりもより活発になると思う。僕は、そういう効果があるんじゃないかということも思う。
- やはり、高知県は政務活動費でも他県でやっていないことをいち早くやった。この場合は、三重、兵庫、鳥取、香川はもう既に制限なくやっている。その自民党の県議が不平等だと、わしら発言できないと言うようなら考えるが、そうではなくそれぞれが言いたいことはきちっと言えるということが保障されるなら、県民の立場から見てよりよい手法をやっぱりとるべきではないか。
- 土森委員 それは理屈だが、委員会にカメラが入って委員が発言するという事になれば、時間制限を行っていただかないといけないし、質問等も執行部に通告をしていくという必要性も出てくると思う。
- だから、全ての人に制限をもって時間を与えてやるということなら、それも考えないでもないが、そうなった場合に今のような自由闊達な意見ができるかどうか、これも疑問だと思う。
- 桑名委員 もう1つは自由闊達などというのと、ちょっとこれは議員の資質の問題になってくると思うが、やはりパフォーマンス的なものも出てくる恐れもあるということ。そのところも懸念されるのではないかなと思う。
- 米田委員 パフォーマンスかどうかというのはそれぞれの人の考え方で、それは県民の目線でちゃんと見るから。ただ私が思うのは、既にもう三重、兵庫、鳥取、香川で制限をかけずに、高知県議会の常任委員会みたいな議論をそのまま放映しているわけで、なぜそこに引っかかるのかと。私もこの4県の議員から聞いていないので、一度4県の議員に制限をかけていないことに関する不具合があるかどうか聞いてみて、不具合があるのなら考え直したらよいが、そのような不具合もないようなら、非常に今までと違って活発になったと4県が言うのであれば、やったとしても5番手だから、取り入れてはどうか。
- 土森委員 その4県が、うちのように闊達に意見を出しているかどうかということもわからない。
- 前回、三重県に行って、いろいろ調べた。三重だったよね、前回行ったのは。
- 米田委員 4県の議会で平等性が損なわれているかどうかについてまで調べていなかったと思うので、1回行ったらどうか。その議員の反応を聞いた上で判断してもいいと思う。
- 西森政策調査課長 以前に、議運の調査で行ったのは、三重県、奈良県、鳥取県である。
- 土森委員 そこへ調査に行った。そこでも、いろんな問題があって時間の割り振りもしていたと思うが、その経過、全ての調査の結果を見て現行のほうがよいのではないかと、県民のためにやはり委員会活動というのはそうすべきではないのかという結論が出ている。
- 米田委員の言っているように、先進県を見に行くのも1つの我々の仕事かもわからないが。



- 武石委員長 インターネット中継の効果の1つとしては、議員の質問がオンエアされるというのがあるが、執行部の説明というのでもオンエアされるわけで、どんな議案が提出されているのかという細かい説明を県民が聞くことができるというメリットもあると思う。委員の皆さん、議員のことだけでなく、県民の知る権利があるので、その辺もあわせて御議論をいただくようお願いしたいと思う。  
それから、課題の1つで自民党から出てきている小休の取り扱いをどのようにするのかについて、事務局、他県の事例を説明できるか。
- 西森政策調査課長 高知県議会のような小休という扱いは、今まで調べた中ではない。ただ、徳島県では小休という言葉を使うが、執行部がちょっと答弁に詰まって振り返って後ろの意見を聞くために若干時間がとまるという場合に小休という発言をしているようである。その他の県で小休という扱いをやっているところはなかったように記憶している。
- 池脇委員 国会はテレビ中継があるが、本会議と予算委員会ぐらいだ。常任委員会に当たるような委員会はテレビ中継をやっていないので、それにかわる形でインターネット中継をやっているのか、聞かないが。
- 坂本(茂)委員 それで言うと、今回もNHKが安保特別委員会の中継をしなかったことが結構話題になったが、一方でインターネットでは中継していた。  
だから、テレビ放映がないときに、逆にインターネット中継で保障するということもあると思う。そういう意味では、先ほど武石委員長も言われたように、我々議員の質問だけでなく、執行部からの説明、答弁、議案の詳細説明を含めて、丸ごと県民の知る権利が保障されていく。本会議の中で保障されていることを、常任委員会の議論でも保障していく。一方で県民との関係性というのは住民との強化があるが、そういうものと同等として保障されていくことではないかと思う。
- 池脇委員 何事にも段階論があると思う。県民の知る権利が、今の状況で保障されていないわけではない。しっかり保障されているわけであって、この間、国でもそういう状況がないし、他県もまだ少数でやっているのだから、様子を見ていくということではどうか。我々も問題意識を持っているわけだから、今後こうしたことについては、関心を持って一定の環境が整うという状況の中で結論を出すということがよいのではと思う。
- 米田委員 確かに、土森委員が言われたように以前議会改革で行ったりもした。そのときも、私たちも坂本委員もずっとインターネット公開をしようという立場で、しかし最終的には多数決をとるわけにはいかないの、自民党の委員の方がこれはできないということだったので、今の時点ではやむを得ないとの立場をとったのであって、意見はいろいろあった。それは踏まえてもらいたい。  
それと段階的と言われるが、もう既に全国で4県が16時間、8時間、5時間等という議論をインターネットで中継して、これといって大きな問題もない状況にある。その中で、できるだけ県民の知る権利の保障をするという点で頑張っていることを見たときに、何らやぶさかではない。そこでこういう問題があったというものがあれば、それを解決して段階的に進んでいったらいい。県民の知る権利を保障できることは、1段2段飛び越えるかもしれないが、支障がなければ、私はやっぱりできるだけ速やかにやるほうがいいのではないかと

と思う。

土森委員

県民に知らせる方法はどういうものか、考え方は一緒。  
我々が先進県に視察調査に行ったときに視聴率はどうかということ聞くと、ほとんど一般の県民ではなく県職員が見ているという状況があった。そういうことでいいのか。本当に県民に知らせる方法はあるのではないか。  
そこで最終的に費用対効果が出てきて、しっかりマイクを直そうということになり、最終的にはマイク。費用対効果。これが前回結論的なものとなった。  
しかし、この時代だから、当然なすべきことはすべきだが、まだまだ4県がどういう状況でどういうことをやっているのか、ペーパーでは見ても中身がわからないわけだね。そういうことも踏まえながら、今後の検討課題ということにしていくということでないといけないと思う。

坂本(茂)委員

これは議会改革の課題になってから相当、年数はたっていると思う。調査に行ったのは、4年前ぐらいだったかもしれないが。

西森政策調査課長

平成24年だった。

坂本(茂)委員

3年前か。本当に議会がいろんなことで県民の理解を得ようとか、あるいは県民に対して議会活動が見えるようにしていこうとか、やれることは私は何でもやったらいいと思う。何でもやりながら、県民に関心を持ってもらう、理解を深めてもらう。そして、先ほど言われた執行部の説明や答弁とか含めて、やっぱり県政課題に対してきちんと関心を持ってもらうことが大事じゃないかと思う。ぜひ、これは前向きに検討することを今回の合意事項にしてもらいたい。確かに即来年からとかになって、例えば予算的にどういうふうになるかとかも必要かもしれないが、前に向かせていく議論をやってこそ、やっぱり政務活動費でも先陣を切った高知県だと言われるのではないか。

武石委員長

そういった御意見だが、今、坂本委員から御提案があった方向で。課題はいろいろあろうとも、取り組もうという姿勢で課題を1つずつ解決していくという御提案だと思う。

土森委員

我々としても、考え方は一緒である。県議会のあるべき姿を見てほしい。県議会でどういう審議がなされているかを県民に広く知ってもらいたいという考え方は一緒。それに対してどういう方法がいいかということ。  
今の議題だが、これにより県民にどの程度知っていただけるかという問題を抱えながら、費用対効果。それで、先進県があるなら先進県を見て、よいか悪いか。どういうところが県民のためにプラスになっているのか。そういうこともしっかり調査をした上で、検討課題として入れていくことはいいことだと思う。

武石委員長

それでは、きょういろいろ御意見もいただいたので、その課題をもう一度正副委員長のほうで整理して、他県の事例も参考にしながら、次にまたこの件について提案をさせていただきたいが、よろしいか。

(了 承)

## (2) 議会運営

	<p>○質問回数の制限をなくす（登壇希望者全員の登壇）</p> <p>○本会議の質問方式（一問一答方式の導入）</p>
武石委員長	<p>次に、本会議の議会運営についてである。</p> <p>まず、質問回数の制限をなくすことについて、順次御意見を願います。</p>
梶原委員	<p>お構いなければ、質問回数の制限をなくすことと、本会議の質問方式については自民党で協議をした結果、2つが関連するように今後協議を進めたらいいのではないかということになったので、この2つを合わせて自民党会派としての意見を出させていたいただきたいが、よろしいか。</p>
武石委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
梶原委員	<p>先ほど、各議員の本会議の質問時間等の公平性のお話も出たが、事務局から説明があったように本会議の質問のあり方については、これまでかなりいろんな課題、経緯があって今の状況になっていると認識している。</p> <p>そういった中で、きょう午前中の議運でも予算委員会の時間の説明もあった。1人会派については代表質問50分と予算委員会30分で合わせて80分の発言時間があるのに対し、多数会派の議員については予算委員会の発言機会がなかった場合には年間通して一般質問の40分と2倍の差がある状況になっている。こういったところは少しでも、まず是正をしていかなければならないと会派で協議をさせていただいた。</p> <p>一問一答方式については、これまでの経緯で予算委員会ですべてとしている。2月議会の予算委員会2日、そして9月議会は現在1日だが、9月議会の予算委員会をもう1日ふやすということで、一問一答方式による議論を深めることもしっかりと取り組んでいく。同時に、本会議での質問時間で1人会派の代表質問50分というあり方が、果たしてこのままでよいのか。その辺もあわせて、今後議運で議論を行ったらいいのではないかという結論になった。</p> <p>坂本委員のほうから、タイムリーな質問をするために質問回数の制限をなくすという話があったが、先ほど申し上げたように9月議会に予算委員会を1日ふやすということであれば、9月、12月、2月と会派によっては3回の発言機会があるので、少しでもタイムリーな質問ということにも対応できるのではないかとということが自民党の協議をした結果である。</p>
坂本(茂)委員	<p>私どもの会派としては今まで説明した内容で考えてきたが、今言うようなもう1つの方法もあると思う。先ほどの話は初めて聞いたので、検討させていただきたい。</p> <p>ただ当然そうなれば、予算委員会の人数とか、会派への質問時間の割り振りとかがふえるだろうとの前提のもとということだね。</p>
梶原委員	<p>少し付け加えさせていただく。予算委員会は今構成が20名になっているが、全議員の過半数という形ではなく、全員参加という形が望ましいのではないかとあわせてなった。また発言時間については、一問一答方式を導入するという意味で、それぞれの持ち時間については全会派公平になるような割合を今後協議していけばいいのではないかと考えている。</p>
坂本(茂)委員	<p>持ち帰って議論させていただく。</p>
米田委員	<p>会派としてまとまっていない。3県やっているところで議員1人当たり年間50</p>

分とかいう形。その回数をふやすことは、もともとの持ち時間を2回に分けて半分ならば意味があるのかという意見もあった。回数もふえ、発言時間もふえるということを一定保障することが最良。

この愛媛、宮崎、山梨のように、今までやっていた時間を2回に分けるのがよいかどうかについては考えていない。それならば、2倍にならなくてもふやさなくては意味がない。

実質、県都の高知市議会は、毎回発言しても構わないと公明党が提案をして、そのようになっている。そうならなくても、発言時間を延ばすこととあわせて回数をということを考えるべきではないか。

池脇委員

本会議の議員の発言時間の持ち数。年間全員が1回やろうということに平等性があるが、本会議で会派人数の多いところは、最初の1人が50分、あとは40分となっている。そこで10分間の発言時間を削られる人がいることは平等性を欠いている。その点については、代表質問制度もなくなっているのだから、基本的に自民党も2人以上質問するときには2番目以降の方でも50分でやればよいと思う。時間の問題で平等性を取り戻すのであれば、僕は全員50分にすればよいのではないかと思う。最初に質問する人が代表してと発言をしたって全然構わない。制度としても代表制がなくなっているということだから、その時間調整はしていただいたらいいのではないかと思う。

予算委員会については、現行でいいと思う。時間配分も、300分、600分できているので、今の状況の中で。問題は予算委員会で質問の質を高めるように、我々がもっと頑張る。そのためにどうすべきかのほうがもっと大事で、発言回数をふやすことだけに余り執着する必要はないのではないかと思う。

桑名委員

自民党としても、基本的には現行どおりということ。ただ、坂本委員が提案されたようにタイムリーな質問をする機会というのであれば、こういったことも考えられるのではないだろうかということの説明させてもらったところ。基本的には現行でもいいが、タイムリーなものをつくるためには、こういう方法があるのではないかということ提案をさせてもらっている。

池脇委員

特別委員会をうちは持たない。タイムリーな質問については、際立って問題のある事例が出た場合には特別委員会を持つが、それ以外は持たない。常任委員会でやっている。けれども、他県では特別委員会を随時持っているから、そういう意味では毎回特別委員会をつくって、タイムリーな質問もそこで審議するのもいいのではないか。本会議でそのときに発言する機会がないというのであれば、そういう委員会をもってもいいのではないか。

ないから今の中で、本会議を変えるというところまでは別に、今の状況とその必要性はないかな。時間の問題は40分の方がいらっしゃるから、その10分をふやせば全員50分の質問ができるようにしたらいいと思う。

土森委員

今、代表質問という言葉が出たが、事務局に聞きたいが、代表質問制をとっている県はどの程度あるか。

楠瀬議事課長

代表質問制は確か多いと思う。正しい数字を後日報告する。

土森委員

50分、40分の話が出たけれど、前から思っていたが、なぜ1番先にやる人が代表質問で時間が長いか。我々の代表であるから、1番先にやって50分時間を与えるという認識だった。調べてみたら代表質問制をとっていない、高知県は。

だからこの際、代表質問制ということを取り入れて、代表質問者については 50 分、他の議員は 40 分。そこで問題なってくるのが会派の問題、1 人会派でも代表質問をやらせるのかという問題。そういうことも考えたときに、1 人会派の場合はみんなと一緒に 40 分、それから一般質問と予算委員会と両方できるということになっている。これも整理しておく必要があるという気もする。

この際、代表質問制を入れてはどうか。

池脇委員

ここで言っている議論は時間をもっと多くしてもらいたいという議論だから、土森委員のお話だと発言時間が減少する。

そういう意味では、現状を踏まえた上でのことではないので、仮に代表制を入れたとしても、今の 1 人会派であっても 50 分という現行の時間は維持していただいたほうがいいと思う。

土森委員

今まで時間とかそういうことについても、今私は 1 人会派のことで発言をさせていただいたわけで、その他のことについては現行どおりの時間割で代表質問制を入れるということ。

その 1 人会派は、きょうもオブザーバーで出席をさせていただいているが、議運も 2 人以上の会派ということになっている。そういうことを考えた場合には、時間の割り当ても考えてはどうかということ。

武石委員長

いろんな県外視察の中でも取り上げたことがあるが、1 つおさらいという意味で代表質問制度そのものについて、つまり代表質問制を入れたらほかの議員は関連質問ということにしかならないのか。代表質問の定義がしっかりとしていけないと、ただ言葉だけつければいいものではないと思うので、その制度について今持ち合わせがなかったら、次回の検討事項とするか。

(了 承)

武石委員長

それでは、土森委員から代表質問について御提案が出たということで、次回までに制度について定義を、どういう意味での代表質問とするかについて整理するというので、正副委員長で預らせていただきたいと思う。

1 人会派の時間について、もう少し各会派から御意見をいただきたい。

坂本(茂)委員

代表質問云々は別にして、本来であればさっき池脇委員が言われたとおり全員 50 分というのが一番望ましいというふうに思う。

武石委員長

1 人会派で一般質問をし、それから予算委員会もできるということは、現行どおりということか。

坂本(茂)委員

はい。

米田委員

うちも、池脇委員の言うとおりの。この改革は前向きの拡大というもので、現行どおり保障すべき。

梶原委員

現行どおりは 50 分、40 分だが。

米田委員

1 人会派の問題のことだ。代表質問制については、今後、議論したらいい。

- 武石委員長 | それでは御意見が出たので、この件については課題を、また次回までに検討しておきたい。
- 土森委員 | 予算委員会はずっと見てきて内容がものすごく濃いのが、これが自治法上認められていない任意の方式でやられている。だから、自民党の提案は全員参加で、正副議長のもとで今までどおり一問一答をやっていく。そして9月を1日延ばしてはどうかという提案である。  
これは、池脇委員はよく知っているが、昔は事件的な質問ばかりで、これはいかんということで一問一答方式をやめて、予算委員会を設置してやるという形にした。そういう経過の中で、今まで進んできた。予算委員会は新聞にも載り、テレビの放映もある。任意の委員会としては適当ではないと思う。だから、正当の本会議と同様の形式にしていく、これが自民党の提案である。
- 坂本(茂)委員 | きょう初めて聞いたので、持ち帰って議論する。
- 池脇委員 | 年間4回の議会にやっていないから、2回しかしていないので任意ということか。どういう位置づけか。常任委員会は任意ではないよね。特別委員会は任意か。どう違うのか。
- 楠瀬議事課長 | 常任委員会は常任委員会。特別委員会は条例で、議会で議決すれば設置できるという形で法的に位置づけがある。ただ、予算委員会については要綱設置という形でつくられているということ。そういう意味でいくと、自治法上では常任委員会、特別委員会、本会議しかないの、それ以外という形で法的根拠がないという状況になっている。
- 池脇委員 | これは条例で位置づけることができるのか。
- 楠瀬議事課長 | それ以外の組織として、もし位置づけるとするならば協議の場という形。常任委員会でもない、特別委員会でもない、あと法的に位置づけるとすると協議の場となる。今、各派代表者会があるが、ああいう形で位置づけることは可能と思うが、それ以外に法的というものは。あと、するとしたら特別委員会という形になるが、ただその場合、付託となるので採決までいくという形になる。それでいくと、一問一答だけの場になると、ちょっとそぐわないのかなというのが今の感想。
- 武石委員長 | 今、手元に資料が回ってきたが、高知県議会会議規則第125条に協議または調整を行うための場ということで、今、議事課長が言ったように各派代表者会とか高知県議会災害対策本部会議とか、高知県議会災害対策本部員会議とかある。これと同列で、予算委員会が行われているということ。他県の議場に行くと予算委員会室があるところがあるが、そういうものは何か別の根拠でやっているのか。
- 楠瀬議事課長 | 今の予算委員会は協議の場にも位置づけされていない。単なる要綱設置。  
あと、ほかで予算委員会というのは、常任委員会というのはダブってもいいような形になっているので、多分いろんな形態がある。もしかしたら、特別委員会か常任委員会という形で位置づけているのかと思っている。
- 武石委員長 | 予算委員会をか。

- 楠瀬議事課長 その可能性もあるということ。ちょっと調べてみないと分からない。
- 武石委員長 他県で予算委員会室というものを持ってやっているところの根拠は何か。
- 楠瀬議事課長 個別のものまでは把握していない。
- 武石委員長 それを聞いている。
- 楠瀬議事課長 多分、それは常任委員会。
- 武石委員長 多分ではない。わからないのであれば、次までに調べるように。そこはあなたの想像で言うところではない。
- 楠瀬議事課長 詳しくはわからない。
- 武石委員長 それを調べるように。予算委員会の設置状況、根拠、各県がどのようになっているかを。
- 池脇委員 土森委員のおっしゃったのは、人数を全員にして名称は一緒というのは、人数がふえても、位置づけはやはり任意ではないか。
- 土森委員 自治法に認められた本会議方式で予算委員会をする。一般質問と予算委員会を本会議中にする。今までどおりの一般質問と、9月と2月にやっている予算委員会を本会議に持ってくる、そういうこと。
- 池脇委員 制度上でいえば、やはり任意。だから、本会議扱いするのであれば、本会議の一問一答を今の予算委員会の中身でやるということ。だから、基本的には予算委員会でなくて、本会議の質問形式が今の予算委員会の質問ということ。そうすれば本会議に入り、任意ではなくなるということを言われているのか。
- 土森委員 そういうこと。本会議に一問一答方式を入れるということ。
- 池脇委員 ということは、予算委員会はなくなるということか。
- 米田委員 結局それは、平成7年11月の議運の確認で、その当時、本会議で一括質問方式と一問一答方式をしていたのをやめた。それを、平成7年11月以前に戻すという理解でよいか。
- 土森委員 先ほど説明したが、以前になぜ一問一答方式を本会議から外し、予算委員会を設置したかということは、一問一答方式の質問の内容があまりよくなかった。それで、こういう質問内容というのは本会議になじまない。それだったら、一度一問一答方式をやめて半数の人数で予算委員会を設置して、そして一問一答方式を導入しようという経過があった。  
今は予算委員会の一問一答の質問を見てみると、非常に内容が濃いと思う。それと同時に、ケーブルテレビや新聞にも載る、議会だよりも載る。そこまできたら、本会議で扱うことにすればいいのではないかということ。

- 坂本(茂)委員 | それを加えて整理させていただきたい。例えばこの資料4にある平成7年11月の議運決定以前に戻すということと、あわせてその際に、以前9月は一般質問1日分3人を予算委員会に割り振ったわけだが、それを一問一答方式で2日間にするという提案と理解してよろしいか。
- 土森委員 | 9月は。
- 坂本(茂)委員 | 2月はもともと2日間であるので、9月を2日間にして、それで平成7年11月以前に戻すという形でよいのか。
- 桑名委員 | 2日やるかどうかというのは、私が先ほど言ったように、何もなくてやりましょうという話ではなく、坂本委員からタイムリーな、要は回数をふやしてもらいたいということがあって、それならということの提案で、必ずしも9月を2日ということではない、1日でもいい。
- 坂本(茂)委員 | 2日にさせていただくという御提案ということで受けとめて、議論を持ち帰りたい。
- 武石委員長 | 1日ですか、2日にするかという、どちらの可能性もあるということで持ち帰っていただきたい。
- 桑名委員 | ただし、予算委員会は全議員で臨んだほうがいいのではないか。
- 梶原委員 | 予算委員会の他県での取り扱いがどうなっているか調べた事務局の報告ともあわせて、予算委員会のあり方、本会議の各議員の質問のあり方、代表のあり方等を含めて全部一緒に協議を行った上で、9月を予算委員会的な本会議にするのか、予算委員会なのか。あわせて、こちらはこれだけなので、こちらは2日にしましょうとか、それも全体的な予算委員会と本会議の運営の議論を今後協議していくという意味の提案である。
- 米田委員 | ちょっと疑問だが、予算委員会方式でいいだろうとしてきているものを元に戻す提案理由がわからない。言われていた要綱設置ではなくて、少なくとも会議規則上の協議の場という位置づけにすれば、従来どおりのやり方でいいと考えているのか。元へ戻す合理的な理由は何か。
- 土森委員 | 元に戻すというよりも、今いい議論をしている予算委員会、確かにそれを設置して、それまでの一問一答方式は質問の質的なものがあって、そうなったということ。これを、自治法上認められる本会議での一問一答方式にしようというもの。内容は予算委員会みたいなものと思うが、そういうことで大きく前進をする改革であると受けとめていただきたいと思う。
- 武石委員長 | それでは御意見も大体出たので、この件については基本的な考え方は質問の時間をできる範囲でふやしていくということ。どのようにやっていくかという手法は、予算委員会の位置づけを明確にする、あるいは全員が携わる本会議として位置づけて、本会議は従来どおりの形式のものプラス一問一答形式が並存する見直しをしてはどうかという提案をいただいたということで、次回までに取りまとめをしていきたいと思う。



米田委員 委員長の言われるとおりになると、坂本委員も言っていたように、予算委員会9月を2日にしないと、今までの時間を保障するということからすると。

武石委員長 2日にするというのも含めて。

土森委員 1日になるかもしれないが、それも含めて。

米田委員 セットでね。

武石委員長 そう。どういう時間配分なるかはシミュレーションして、たたき台をつくるということで、この件についてはそういうまとめにさせていただきたいと思う。

### (3) 住民等との関係強化

#### ○県民との意見交換

武石委員長 次に、住民等との関係強化についてである。  
まず、県民との意見交換について、順次御意見を願います。

梶原委員 県民との意見交換という形で、それぞれやられている県があり、その説明を前回受けたところである。県民との意見交換については、さまざまな課題が見えてきたということも、私どもも調査もさせていただいた。懸念事項として陳情要望的な意見が実際にしてみたら多かったということや、また執行部が所管する事業に対する答弁を議会に求められる。そしてまた、特定の意思などを持った団体の方が来られる。1人の方が長時間叫ばれる。そして若者や女性等の参加が少なく、募集に事務局等が大変苦慮するといったようなさまざまな課題が見受けられるように感じている。

私たち議会がしっかりと県民に対して議会の活動をどういうふうに周知していくのかについては、それぞれ個人の議員が県政報告という形。そしてまた、政策については、共通する認識を持つ党派として県内各地に出向いて行って、住民と意見交換をする場を重ねてきた。そういった形で現在しているので、県議会としてその場へ行くということになれば、例えば1つのことに対して、県議会としての意見を求められたときには、それぞれの議員によって、ある議員がこういう思いと言われれば、ある議員はいや違いますというふうに反論をしなければならぬ場合など、議会としての答えが住民に対してなかなか出せないことなどがある。そのため、議会として各地に出向くということではなく、個々の議員がしっかりとそれぞれやっていく、そして党派としてやっていくことが望ましいのではないかと結論になった。

坂本(茂)委員 いい方法があればやるにこしたことはないということが全体の議論だが、具体的な方法が見えてこない。市町村議会だったら、もう少し考えられると思うが、県議会の場合、選挙区ごとにどういう形でやるのか。例えば選挙区でいうと1人区があるが、県議会議員だから県下全体のことを見渡した政策議論をしなければならない。そうしたときに、どういう地域でどういう議員が出向いてやるのかとかいうところをもう少し具体的にイメージしていくような議論を、まずはやってみてはどうか。その上で可能なかどうなのかという議論。やる方向で、その方法の検討をまずやってみたいという感じ。

梶原委員 その方向で検討していけばいいと思う。

- 武石委員長 どういう方向でやればいいのかという提案というのは。
- 坂本(茂)委員 まだちょっと見出せていない。
- 米田委員 うちも検討ができていないのと、ふさわしい知恵がない。もう少し長期的に検討、知恵を出し合うしかないかなと思っている。
- 池脇委員 他県で行っているような、県民に集まっていただいて意見交換をするというのも1つの方法だが、県議会は全県下になるため、そういう開催が難しいのではないかと思う。  
そうすると、あとは、例えば特に若い人であればインターネットではないがSNS。そうしたものの活用はあるのかなということ、それをどういうふうにするかというのは、今の段階ではちょっとまだ我々も詰めきれていない状況。
- 武石委員長 確かに全議員で一堂に会してということになるとスケジューリングだけでも大変だし、それから往々にして陳情の場と化してしまうこともあると思う。むしろ、全員でどこかに出向いてということよりも、常任委員会というのもあるので、その常任委員会で今やっていることに上乘せするようなことになるが、県下にあるいろいろなテーマに対して足を運んでいくという方法もあると思う。  
新たなものをつくり上げるのではなく、今やっている常任委員会の活動に肉づけするとかというような形にするとか。
- 坂本(茂)委員 今の委員長の案というのは、1つの方法だと思う。常任委員会で、出先機関調査プラス民間事業所、あるいは民間施設だとか、あるいは地域で頑張られているところへの現場視察とかはやっている。出先機関調査プラスアルファみたいな形でテーマを決めて、そこで県民の方と対話をする。そういう意味では課題が絞られてしまう面もあるかもしれないが、順繰りに課題を変えながらやっていくことによって、いろんな政策課題で県民の声を聞きながら意見交換するというのは1つの方法かもしれない。
- 武石委員長 具体的な方法論を探るといって進めてよいか。
- (了 承)
- 武石委員長 **○若者との交流**  
次に、若者との交流についてということになるが、これについてはいかがか。これも先ほど言ったように全員でというのは、なかなかできづらいなと思う。  
何か具体的な方法論をお持ちの方がいれば。これは、先ほど池脇委員がおっしゃったSNSの活用とか、そういったツールを活用していくことにつながるのでは。
- 坂本(茂)委員 今、高知県明るい選挙推進協議会主催で、高知大学とか県立大学とか工科大の生徒さんを集めていただいて、そこへの案内が議員に来ている。それが若者と若手議員との懇談会と限定されると足が向かない議員もいたりするのかしれないが、そこは若者と議員の懇談会の場みたいなものとして。県の明推協がするのはやってもろうていいが、例えばそういう場を県議会の主催で、幡多ブロック、高岡ブロック、中央ブロック、東ブロックとかいうふうにしてやって、近い選

挙区の議員がそこへ集まって若者との意見交換をするというのはあるのではないか。私どもは明推協の事業に何回か行ったことがあるが、行って最年長だったということもあるが、やっぱりすごく勉強になる、こちらも。どういうところに疑問を持たれているか、あるいは県政課題でそういうところに関心を持たれているのか、すごく意見交換ができていいと思う。方法は検討できるのではないかと思う。

桑名委員

それはそれでいいのだろうが、この間、うちの会でいろいろ立場の違う考えの人たちが、それぞれのグループで議論したときに、1つマスコミ報道がされた。自分と考えの違うところが大きく出る。やっぱりそれなんかも、我々議員が、それぞれ意見が違うのにグループで行った時には、そのグループの人はその議員しかわからない。その人が議会を代表して話している言葉と我々の話していることがばらばらになるということで、ちょっと不都合があったという声が出た。

こういった若者との交流とかいうのも、それぞれの会派とかそれぞれの議員がやるべきことであって、議会として取り組んでいくべきことなのかなというふうに会派の中でもなったところ。

武石委員長

テーマの決め方とかやり方によると思う。私の場合は、地元には窪川高校もあるので、町長と一緒に出向いて高校3年生と、卒業したらこの町に残るのか出て行きたいのか、その理由は何だとか、将来どんな希望を持っているのかとか、この地域の将来とかいうようなことについてテーマを決めてやっている。そのため、政治的なイデオロギーは入らないし、地域色を生かした意見交換ができてよかったなという印象を持っている。坂本委員が先ほど地域ブロックに分けてというようなことでおっしゃったが、やり方によると思う。テーマを決めて行うのであればいいと思うが、どうか。方法論。

坂本(茂)委員

方法論は検討されればいいと思う。

これから18歳選挙権という中で、やっぱり県議会としても本当にこれから高知県を担っていただく若い人たちの要望とか、そういうものもつかむ。確かに桑名委員の言われるように、議員個人がそういう努力をしなければならないというのも1つはあるが、議会としても今そういうことを試みていくのは必要ではないかなと思う。

土森委員

いろんな方法があるにしても、私は桑名委員が言ったように、それぞれ会派、個人で、また委員長が言ったように、選挙区でそういうことをしていただくということもいいことだと思う。しかし、議会で行くということになると、それぞれの思想的なものが出ないとしても、例えば、自民党と共産党が一緒になってその場に行って議論になる、考え方を述べる、あれっというふうに思われても仕方がないような場面も出てくるのではないかと私は思う。そこは、やっぱり政党の中の考え方なりで、若者に対して会派の中でそういう活動していく。そのほうがかえって、私は若者に政治とはこういうものかというふうに見てもらえると思う。

それと、その以前にやるべきことは、若者は議会、議場を知らないという人たちがほとんどだと思う。議会に傍聴に来ていただく、あるいは議会という仕組みを議長裁量の中で、若い人たちを呼んで説明をしていただく。そういうことをまずやるということ。県議会というのは、こんなところでやってるのかと。また将来私の子が行ってみたい、選挙に出てやってみたいという、そういう

- う人たちも芽生えてくる可能性もある。見せるということ、議場を。そして、議会のあり方をそこで説明する、これが大事ではないかと思う。そういう方向で、議長を中心とする立場で検討していけばというふうに思う。
- 桑名委員 議場を見せるのもそうだし、先ほどみたいな、若者たちとのディスカッションというの、議会を代表する人が、例えば議長と副議長が皆さん方の御意見、議員とはこういうことやっているんだと。また皆さん方の思いはどうなのかと。議長、副議長が議会を代表して公平公正に忠実に説明して、また承っていくという形が1番すっきりするのではないかなと思っている。
- 米田委員 来年からの18歳選挙権の問題があって、事務局が調べてくれた議会以外にも、例えば高校生議会が広がっていると思う。この前、香川に行ったら、1月にやると聞いた。一人一人県会議員が手分けして高校へ行って全学生の前で、するからぜひ参加してくださいと案内しているそう。とっかかりにもなるし、執行部に大変手間をとらせるが、そういうのも1つのシンボルとして検討を具体的にしたほうがいいのでは。
- 武石委員長 ちょっと事例を挙げると、知事が、フットワーク相当軽く県内広くいろいろ出向いて、模擬議会みたいなことにも顔を出すし、携わられている。先日四万十町の四万十高校生や窪川高校生等の模擬議会があって、知事が答弁したと新聞出ていた。例えば、四万十町のその2つの高校の統合問題がある。それに対して県教委とかはいろいろな研究もしているが、実際の高校生の意見がそういったものに反映されにくいところがあるので、そういう面ではそんな議論も出たりして、非常にいい機会になったと思う。我々議会の考えを聞いてもらうとかいうことだけではなくて、若者のそういった人の意見を出してもらう。その彼らの意見だって1つではないと思う。彼ら同士でやり取りもする。そういう場を県議会も携わって持つというの、意義のある仕掛けづくりになるのではないかと思う。
- 議会という立場と高校生の立場で向き合うことではなくて、高校生同士も結構やりとりするので、そういった場になるのもいいことだと思う。ひとくくりに若者と言っても、難しい。
- 桑名委員 前向きに検討していこう。
- 坂本(茂)委員 例えば、対象をどういうふうにするとか、持ち方をどうするかとかいうことを含めて可能性を追求するようにしたらどうか。
- 武石委員長 やるということで、どういう方法でやるかということ、次に話を進めていくということ。
- 坂本(茂)委員 例えば、今よくあるワークショップとかでも、どんどん相手の言ったことに対して反論したりするやり方もあれば、一方では絶対相手の言ったことを否定しないということを前提にしてやり合うワークショップの持ち方もあったりする。
- そういう中で出される意見が何なのかということで、それに対してお互いが評価し、最後はその評価をするときに、自分らのテーブルのことだけじゃなくてほかのテーブルのことも評価する。いろいろ意見の出し方、意見の聞き方、手法があると思うので、ぜひまた方法論の検討をしていただきたい。

- 武石委員長 若者ということであるが、これからもこの言葉を使うか。例えば、小中学生なんかは対象から外すのか。選挙権がある年齢ということか。
- 土森委員 これは幅が広すぎて、どこを若者と定義していくかも難しい。とにかく、いろんな問題を議論し、そしてまた方法論もあると思う。そこは、どういうものがあるか、やれる方法が何か、まず出し合いをして、それができるのかできないのか、そういうことを議論していくのが前提ではないか。  
私は議会を知ってもらうためには、議場に來てもらうのが1番だと思う。
- 桑名委員 県民との意見交換と若者と2つに分けているからいけない。1つにまとめて、我々が県民の声を聞く場をどういうふうにするのかということについて検討してはどうか。
- 武石委員長 次回までに、出なければ構わないが、具体的なやり方、方法論を提案いただきたい。
- 〇陳情の取扱い  
〇市町村からの要望書の取扱い
- 武石委員長 次に、陳情の取扱いと市町村からの要望書の取扱いについて一括で御協議いただきたい。順次御意見を願います。
- 梶原委員 まず、陳情の取り扱いについては、前回の議運での自民党会派としての意見と変わっていない。請願と陳情はしっかりと区別をすべきもので、本会議で採決をするということについての重みを考慮しなければならないと思う。  
それから、市町村からの要望書の取り扱いでは、先ほど事務局からの説明にもあったが、出先調査のときに市町村の要望を受け付けている県が、確か3県であったと思う。その3県の中で、取りまとめの委員会を開いて執行部と協議をして、そして回答しているというのは高知県のみであったと思う。  
そういったことでしっかり対応しておるので、今後とも市町村の要望書については、議会としてはそういう対応でいいのではないかなと思っているところである。
- 坂本(茂)委員 うち、市町村からの要望書の取り扱いについて提案をさせていただいている。さっき説明があった状況の中で考えたら、うち以上に対応しているところが全国的にない。一度、会派で最終的にどうするか、きょう帰ってまた議論するが、要望を出している市町村側が今のやり方で満足とまでは言わないが、別に支障がないのかどうか。毎年出されている市町村が多くあるが、そういったところに1度、今みたいなやり方でいいのか、例えばもっと改善してもらいたいようなところがあるのかどうかとか、市町村側の要望というのも、ちょっと聞いてみなければならないかと。そういう意味で、ちょっと時間をいただきたい。
- 米田委員 うち、基本的な立場は今までと一緒で、陳情についても請願と同じ扱いをして議会としての正式見解を最終決定して報告するということが必要ではないかということ。  
市町村の要望は、今一生懸命やってくれているが、今のままでいいか結論は出ていない。

池脇委員

現行で。

土森委員

請願と陳情は、法的に認められたものと認められていないものでしっかり整理しておく必要がある。一緒にするという事はよくないと思うので、我々自民党は、現行どおりにしている。

それと市町村からの要望。これは、出先機関調査で以前から受けている。これは以前、要望は聞くけれど返事が来ないという意見があつて、議会としてその問題を取り上げて、しっかりと執行部の考え方を聞いて、ちゃんと答えを出そうじゃないかということで、今になっている。市町村の意見を聞くことも必要だが、今これも高知県はよくやっているなというふうには私は思うので、今までどおりでいいのではないかなと思う。

武石委員長

ということであるが、坂本委員どうか。

坂本(茂)委員

持ち帰って。

武石委員長。

わかった。それでは、この件については以上とする。

#### (4) 情報発信

##### 〇SNSの活用

武石委員長

次に、情報発信についてである。

SNSの活用について、順次御意見を願います。

梶原委員

SNSの活用については、先ほど若者との距離を縮めるという意味でも積極的に導入していく手法をとればよいのではないかという御意見があつたが、自民党としても、SNSの活用を積極的に議会としてすべきだと思っている。先ほど、ホームページに出先機関調査の状況などを順次アップして、広報としての機能を強化しているというふうに言われたが、そういったことを正副議長の公務であるとか、議会閉会中のいろいろな活動、そしてまた議会開会中については、そういったことをホームページだけではなく、高知県議会というフェイスブックなりにアップして、広報・周知を徹底していただきたいと自由民主党としてはそういう協議になった。

坂本(茂)委員

このことによって発信する内容をどうするかというのが、1番課題になってくる。先ほど言われたようなことを含めて、議会の動きを情報発信していくというツールとしては、必要であると思う。例えば言われたように、休会中の動きでの議論などを発信する、あるいは逆にホームページも更新したら、この部分を更新したということをSNSで知らせたら、それを知った上でホームページにアクセスしてくれるとかいうことにもなるだろうと思うので、事務局のほうどこまで発信するのかをさび分けするのが大変な部分もあるかもしれないが、やれることはやったほうがいいと思う。

米田委員

事務局が一定新しい手法でやっていくと言っているのだから、さらにツールが広がるのであれば、できるだけ広げていくというのがベストだろう。

池脇委員

議会情報、広報にかかわる部分で活用するという事から、まず始めていったらどうかと思う。

土森委員 この問題が出て、四万十市がなかなかやっているの、それを調査に行ってきた。やっぱり、これはいいなと。費用はどれぐらいかかるかという、あまりかからないとか、職員の負担はどうかという話を聞くと、1人でやっている。非常に熱心にやっているが、事務局どうか、その辺は。

中島局長 この4月から常任委員会の出先調査などもアップさせていただいているので、ホームページの更新情報という話もあったが、どういう情報を載せたらよいかということ、次は、こちらのほうでたたき台のような形で整理して、それでフェイスブックのほうも活用していくような形で出させていただいてよろしいか。

武石委員長 フェイスブック、ツイッター、いろいろあるが、まずフェイスブックでやっていくということによいのか。

楠瀬議事課長 今現在、本庁ではフェイスブックとツイッター両方で、基本的には、ツイッターへの書き込みがフェイスブックに連動するという形でやっている。そういう形でやりたい。どういう内容にするかについては、先ほど局長が言ったようにさび分けし、それについて次回こちらから提案したいと思っている。

武石委員長 それは、フェイスブックをやっているが、ツイッターをやっていないという、いろんなケースがあると思うが、連動する形か。

楠瀬議事課長 ツイッターへの書き込みがフェイスブックに自動的に反映させる方法であるので、要するに両方通信ができるという形になる。

武石委員長 どっちかやっていたら、情報が見れるということだね。それでよいか。

(了 承)

武石委員長 それでは、次回までに具体的にどういうふうにするのかという提案を出していただいた上で、これで行こうということであれば、すぐに始めるということによいか。

(了 承)

**(5) その他**

**○配付資料等のデータ化による、ペーパーレス化の推進（希望者）**

武石委員長 次に、その他についてである。  
まず、配付資料等のデータ化による、ペーパーレス化の推進について、順次御意見を願います。

梶原委員 自由民主党は、この配付資料のデータ化によってペーパーレスを推進していくということは、議会の機能強化という面でも大変有効であると思っている。ぜひ推進していただきたいと思うが、このことによって執行部にどれだけの負担がかかるのかということも少し考慮しなければならないと思う。

例えば、議会開会中の常任委員会の運営についても、同時進行で資料の準備等をされていると思うが、それがデータで各議員のところへ送られて来るとい

ふうになれば、委員会の中で説明をするにも、順序が全て整った状態で送られてくるのに、事前にどれだけ準備をしなければならないか。そういうところにどれだけ負担が各部局にかかるのかということは考慮の上で、できるだけ推進をしていただきたいと思う。時間的な制限等もあるので、過度に負担がかかるようであれば、どのみち向こうはデータで整理しているので、事後の配信とかいったことになれば、各議員にそれぞれの委員会の資料が手元に来るし、紙の膨大な量の以前の委員会の資料を見たい場合にもすぐ見られるので、議会としては大変進めていただきたいと思う。

まず、負担がどれだけかかるのか、そしてペーパーレス、データ化による配信が現時点で可能なかどうかは、執行部のほうにも、そして議会事務局のほうにも、ぜひ意見を言っていたいただきたいと思う。

坂本(茂)委員

言われるところは前提になってくると思う。したがって、議会の中のどこかにアクセスすれば、過去に常任委員会で配付された各課の議案説明に必要な資料などが全部見て検索できるようになっていることが1番望ましいというのが希望者の意見である。それがリアルタイムで当日直前になってできるような資料があったりするるので、それまで、その段階で既にデータ化されてアクセスできるような状態になっておかなければならないかどうかというところ、そこはちょっと無理な面もあるかもしれない。最低でも議会で審議された日の翌日とかには、データが検索できるようになっていることが望ましいということで、先ほど言われたことを前提に整理をしていただいたらどうかと思う。

米田委員

うちは、まだ協議していないが、アナログ派もいるので、ペーパーレス化の推進自体、希望者に対して進めていただければと思う。

池脇委員

費用対効果もある。今、パソコンが配置されているが、パソコンも稼働率がどうかという問題があるので、そうしたものをしっかり学習する機会も必要ではないかと思う。機械化が進んでも、それを操作できなければ、その人にとってみれば、無用の長物である。議員というのは若い人だけではないので、それぞれ年齢層が分かれるわけだから、まずペーパーレス化の前に、そういう機器が操作できるという環境を整える必要があって、それができた段階で導入するということが大事ではないかと思う。それまでだいぶ時間がかかると思う。そうしたものをペーパーレス化していかななくてはいけないのは、皆さん問題意識を持っていると思う。一気にはなかなか難しいのではないかな。

武石委員長

今、池脇委員からあったように端末をどうするのか、パソコンにはパソコンの用途があり、恐らく配付資料をデータ化というのは閲覧だけで事足りると思うので、パソコンのような機能は要らないと思う。タブレットがあって、それで閲覧できれば持ち運びもしやすいと思う。どういう端末を想定するのか、現実的には町村議会を見てもタブレットの端末でやっているところが多いので、それに倣うのか。パソコンをいちいち持ち歩く必要はないと思う。

坂本(茂)委員

あくまでも希望者ということで、例えばタブレットで検索するにしても自己負担で、議員全員にそれを配付する必要はない。先ほど言われた無用の長物で終わってしまう議員もおるかもしれないが、そこは希望者に対応できるようにという意味合い。

武石委員長

そういう整理でよろしいか、希望者に各自の負担で、事務局あるいは執行部と



して情報の提供をしていくということで。それに対して執行部に負担がかかりはしないかという自民党からの話があったが、そこも重要なポイントになると思う。むしろ今、配付資料が紙で、かなりのボリュームでどんどん控室の机に積まれている。それを印刷するだけでもかなりの経費がかかるだろうし、それをペーパーレス化することによっての経費節減につながるというのものもある。配付するためにわざわざ作成するのではなく、作成したものがイコール、データベース化もできているので、紙で使うかデータベースを使うかは各議員の判断で、使い勝手のいいように環境づくりはできるのではないかと。

梶原委員

特に議会開会中の時間的なことで、正直、そのことに対する負担がどれだけかかるのかということがわからない。そういったことも執行部の意見も聞いて、委員会で説明したものは後でデータで載せていくのか、それとも事前に準備ができるのか、その辺も含めてペーパーレス化自体はぜひ推進をしていくべきだと思っている。

武石委員長

方法論だと思う。提案だが、データの話に絞るが、執行部からの配付資料をまず事務局で一元化してもらって、執行部からまず事務局に配付資料がデータで届いて、それを常任委員会に配るのか、会派に配るのかというのはいろいろあると思うが。そこからどういう端末でどういう引き出し方をするかっていうのは、各議員のやり方。だから、Wi-Fiの環境下でダウンロードする、それで使うというのものもあるだろうし、メールで添付して送るというのものもあるだろうし、各議員にこんな資料が執行部から来たというのをメールで知らせて、必要なものを議員がダウンロードとして使うとか、いろんなやり方があると思う。今1つ案を言ったが、執行部あるいは事務局の中でどんなやり方ができるのかということ協議してもらいたい。

坂本委員から提案があったように、端末はタブレットを使おうが、パソコンであろうが、スマホであろうが、それは議員の持っている機器でやるとこういうことだろうか。

中島局長

資料の対象は、今現在議員の皆様にお配りしている資料全てのイメージと捉えてよいか。

坂本(茂)委員

例えば、どさっと来る産振計画のフォローアップの資料があるが、あれは県のホームページから入っていったら見れる。むしろ私がイメージしているのは、議会審議の際に、議案の説明資料で詳細が当日配られたりする。しかもあれは、所属委員会の分しか見れないもの。それが一元的に、例えば議会のホームページのどこかにアクセスすれば閲覧できるようになったら、どの議員も自分の所管委員会でない議案についても見れるし、検索もできるという思い。

武石委員長

この話、私も事務局を交えて執行部と話をしたときに、委員会資料のデータ化がなぜできないかといったら、ページがまず飛ぶということがある。別とじの資料の赤のインデックスの何ページを見てくださいとか、資料が飛んで、それを1つの端末では追い切れないということもあるということも聞いたが、それはやりよう。それは、従来どおりの紙でもいいと思う。ただ後で見返せるように、それがデータベース化してあればいいんで、委員会審議のときは、従来の紙ベースでも便宜上いいと思う。

そこで、坂本委員が言われたように産振のどさっと分厚いのをもらっても、持ち歩きもできない。こちらに必要な情報を必要なときにそこだけ取り出したい

んで、そういうものがどこにあるかわかれば、それで事足りる。あんまりコピー代とかにも経費をかけないようにするというのを目標にして、できるだけ全部ゼロか100かというのではなく、徐々に置きかえられるものから置きかえていくというやり方で取り組んでいきたいと思う。

その具体的な検討に入っていただきたい。

中島局長 事務局と執行部のほうで時間をとって、課題があれば課題も整理をさせていただいて、また御報告させていただく。

武石委員長 くれぐれも、全ての資料を紙でどんと持ってくる必要はないんで、どういう資料が今配付されたというのをメールでいただいたら、必要なものをとれるという感じでもいいと思う。

坂本(茂)委員 逆に言えば、執行部には、こっちからもらいに行かなければ絶対くれないような資料もある。あまり渡したくないのかどうかは知らないが。例えば、いつの会でやったというのは、我々は県のホームページにアクセスして記者配付資料から見て、こういう会議が開かれているのを知る。それ以外に知る方法がない。それで知った上で、ここでこういう資料が出されているのに、所管の委員会だけど全然持ってこないと思って、こっちからもらいに行ったら、やっどくれるというようなことがある。逆に言うと、そんなのは本当は会議が終わったらすぐPDFにして、そこの課のホームページにアクセスしたら見れるようにするのが普通ではないかと思う。そんなことも含めて、ちょっと改善をしていただけたらと思う。

武石委員長 ちょっと検討していただきたい。そのことによって予算が生じるとかということになれば、いつから始めるかとかいうことも協議するので、今、意見の出た趣旨で検討いただきたい。

(了 承)

#### ○政務活動費の減額

武石委員長 次に、政務活動費の減額について、順次御意見を願います。

梶原委員 政務活動費の減額については、高知県においては全国的に立地条件等々から、全国で行っているさまざまな国の動向調査、政策立案の研修会等へ勉強に行くときの旅費等も、本州にある他県に比べて割高になる。そういった場合もある中で、全国的には高知県の政務活動費は大変低い水準にある。

そういった中で、政務活動費をそれぞれの議員、それぞれの会派がその用途にしっかりと責任を持って、政務活動、政策立案、そしてまた議決機関である議会の機能強化等に努めていくべきであり、そしてまたそのことについては全国初のインターネット公開ということで一定努めている面もあると思う。

そういったことで政務活動費を有効に活用して、しっかりと議会活動に活かしていく上で、各議員、各会派において、全額使わなければ、しっかりと返還していくという今の対応をこれからも続けていき、減額ということにはしないという協議となった。

坂本(茂)委員 減額する際に、どれほど減額するかという合理的な理由を見出すのに議論がなかなかまとまらないという状況。例えば、1つの方法として考えられるの

は、大体毎年返還額は10%そこそこで、去年はちょっと特殊な事情があるのかもしれないが16~17%ぐらいだと思う。議会事務局で平時に返還額がどれぐらいになっているのかと。大体10から13%ぐらいだと思う。その中で、人によってそれぞれ違いがあるが、それぐらいが返還額としてあるのだったら、例えば減額するのであれば、それぐらいが目安ではないかというふうな感じがするが、会派として意見はまだ収れんされていない。

米田委員

使い道については、この間改革もして、全国一に近い公正公平な使用している。高知県よりも少ない政務活動費は3県ぐらいしかないが、高知県の財政規模、財政力を考えたときに、頑張って財政に貢献しなければならないと。どれぐらいの幅が妥当か、合理性があるかというようなことは検討できていないが、現に議員報酬も引き続き減額しているわけで、決して財政状況が好転しているわけではないので、最少の経費で最大の効果をこの分野ではやっぱり上げるようにしていくべきではないかなということ。減額の規模については今、坂本委員が言った、それも1つの方法だと思う。検討してはどうか。

池脇委員

現行でいいのではないか。特段の減額しなければならない理由も見当たらないし、要はしっかりとした意味での政務活動に使うということを心がけていけばいいこと。

武石委員長

地理的な要因のことも梶原委員のほうからあったが、県内でも、東西に長い県で高知市選出の議員と東の端、西の端の議員とでは、活動内容自体も物理的に違うと思う。だから一律減額となったら、やっぱり交通費とかで負担がかかってくるのは郡部の議員となってくる。

そんなこともあるので、これは適正に使用させていただいて、要らなかった分は返していくという今のルールをしっかりと守って、使い道、使った効果については、しっかりと公表して御理解いただいでいくということで、現行の額でというようなことではいかがか。

1回、会派で持ち帰ることとするか。

桑名委員

米田委員は今の財政状況云々と言われるが、四千四、五百億円の予算の中で議会事務局自体がどれぐらいか。

中島局長

大体10億円くらい。

桑名委員

10億円くらい。そのうちの、政務活動費に関する部分は、そのうちの0.0何%で、そこのところよりもこの与えられた政務活動費をどういうふうにも有効に使っていくのかということが、私は大事なことじゃないかなと思っている。

それと返還額を見てどれくらいお返しするかとなると、やっぱり人間の心理として、使わなかったら減らされるとしたときに、また無理な使い方が出てくる恐れもある。要は返す仕組みが今あるわけで、今のままやっていくことで十分だと思う。私は現行どおりというふう考えている。

武石委員長

きょう出た意見を持ち帰りたいという会派もあるので、御協議いただいて、次回ぐらいにはもう既に政務活動費は使われているので、一旦結論を出していきたいと思う。

○費用弁償の見直し

- 武石委員長 | それでは次に、費用弁償の見直しについて、順次御意見を願います。
- 梶原委員 | 費用弁償は旅費のみではなく、準備、事前の連絡調整等に係るものであることから、費用弁償の見直しについての協議は自由民主党としては現行どおりでいきたいという結果になった。
- 坂本(茂)委員 | うちがあくまでも、提案しているように実費に見合った支給方法。政務活動費も、調査のための旅費については実費支給という形が原則との対応に改革されたわけで、この費用弁償もそういう形で。多分、全国的にここに書いてあるような実費支給という傾向はふえていくと思う。そのときに結局、高知県が後からついていくというよりは、今もう既に9県がやっているし、私は支給なしというふうには考えていないので、実費支給の9県に今から追いついておくということのほうがいい。また後からそんな議論をせないかんというふうに県民に見られるよりは、今からきちんと改善しておく必要があるんじゃないか。
- 米田委員 | うちも、県民から見たときに1番合理的正当性が説明できる実費支給が大原則と。僕は高知市選出だが、議会に出てきたら5,000円保障されるわけで、このお金は何なのかということに、ある意味、県民から見たらなる。そういうことを含めたとき、本当に県民の目線を見て、実費支給というところもよその県でも進みつつあるので、そういうところへ改革をすべきではないかということ。
- 池脇委員 | 現行で。
- 武石委員長 | ほかに、この件について御意見等があれば、どうぞ。  
現行どおり、あるいは実費に見直す、この2つ。
- 土森委員 | どちらか決めろということであれば、我々としては現行どおり。  
例えば、県民目線ということが今あった。よく我々、県民の皆さんから言われることは、県会議員は退職金もあるし、議員年金もすごいらしい、そういうふうに言われることがある。本当にそういうことがあるかということ、退職金はない、議員年金も廃止になった。議員活動をしていく上で必要ということで費用弁償がある。やっぱり、これは現行どおりでいくべき。県民目線では、びっくりするようなことを聞かれることがある。どれくらい退職金がもらえたとか、もらえるか、議員年金は何ぼもらえるかと。そういう経緯がある。我々はないと、そういうものはありませんと、そういう説明したら、本当はないのかとすぐ疑問を持たれる。実際ないよね。議員活動をし、本会議があるときに支給される。実費というのは、格好いいかもしれないが、そうでない部分もあるということ認識していただくことも必要。やっぱり、現行どおりでということ。
- 坂本(茂)委員 | そういう理由を出すと、余計に誤解を招くと思う。まさに、言うところの第2給与的に見られる。退職金がない、年金がない。だから、これは見直す必要がないという言い方をすると、まさに費用弁償は第2給与かと思われる可能性がある。私は、議会開催日に応召旅費として費用弁償が出されているということに意味合いがあるということ、県民に説明するしかないと思う。だとしたら、実費弁償とするのが合理的な理由となる。
- 土森委員 | そう言われたら、意見がある。県民目線の話ということだが、県民で、費用弁償は何かわかっている人たちが本当にいるんだろうか。もらいすぎと思って

いる人たちがどれだけいるのか。そういうことを考えた場合にそうでない。それなりのことを考えておく必要があると思う。これは意見の相違で考え方の違いである。その辺は整理しておくということが必要だ。

池脇委員

私たちは選挙で選ばれている。それで、身分的には特別公務員と言われる。議員というのは、知事からの招集が来る。そういう地位。知事に招集をされるわけだから、それに対する費用弁償は、政務活動費で我々が動くというのとは意味合いが違うという認識をしているので、現行どおりでいいのではないか。

桑名委員

この費用弁償のあり方については、いくつかの県で裁判になっている。費用弁償というのは、実際、旅費ではないというふうに言われているわけで、要は政務活動費と一緒に、この金額というものをどれだけ自分の議会活動の中で生かしていくのかというのを考えれば、この5,000円というものは妥当ではないかなというふうに考えている。

米田委員

費用弁償は現在のところ、法的には問題ないと思う。ただ県民から言うと、給料をもらっているのだから、その中から議会に行くのは当たり前でしょうという意見も多い。県民の目線とはそういうものが多い。そのため、本当に法に基づいてやる場合は、やっぱり実態、実際に合う費用を保障していくという形が、本来県民に対する説明責任を果たせるあり方ではないかと思う。

それで、土森委員が実費保障という格好いいと言われたが、格好いいとかそんなのではなく、やっぱり党の役員ですら、議員に退職金がないというのを聞くとあっぱろけになるときもある。ただ、退職金がないから費用弁償はいいか、議員年金がないから費用弁償はいいかという同じ土俵で議論する話ではない。費用弁償は、費用弁償がどうあるべきかという話をしてもらいたい。

梶原委員

県民の声というふうに言われたので、こういう意見もあると紹介をただけであって、そのことを費用弁償の議論にするということではない。費用弁償においては、旅費ということではなく事前調整等準備にかかるものという認識であるので、現行どおりということで。ここも意見の相違ということで、これから議論しても埋まるものではないのでは。

坂本(茂)委員

議会に出てくるために、事前調整に必要な費用とはどんなものか。

梶原委員

議会に出てくることだけではなくて、審議等いろんな事前に出てこなければいけない場合等も含めて、準備、事前調整にかかるものとしてあるというのが最高裁の判決で出ている。

坂本(茂)委員

それではお聞きするが、例えば事前に出てきたりしているとき、政務活動費は請求していないのか。

梶原委員

政務活動で政務活動費を請求する場合と、単に控室に来て請求しない場合はある。

坂本(茂)委員

例えば、議会が近づいてきて、そのための事前の準備として出てきたときには、それが費用弁償に含まれているという考えだったら、そのときはもう政務活動費を請求できないよね。

- 梶原委員      そういう場合もひっくるめて費用弁償というものが、旅費だけではなく準備、事前調整等にかかるもの、全般的なものであるという意味合いだから、現行どおりということをお願いしている。  
それに対して、どこまでが個人の政務活動費になるのか、どこまでが事前調査になるのか、これは個々の判断になるというふうに思う。
- 桑名委員      そのところはしっかり裁判の中で言われているわけだから、裁判事例の中で事前調整とは何なのかという定義のところも示していただければと思う。
- 武石委員長      いかがか、それぞれ見解が分かれているが、次回に持ち越すか。
- 坂本(茂)委員      今、事前調整のことも含めた判例がどうこういう話だったので、判例研究をした上で、また次回議論させていただきたい。
- 武石委員長      わかった。
- 坂本(茂)委員      それと県民が費用弁償に対して疑問を思っているかということをお森委員が言われたので、私のところへ届けられている県民からのアンケート結果を次回お示ししたい。
- 土森委員      私のところに言ってくる人と坂本委員に言ってくる人は、違う。それぞれ個人が言われたことを持ってくるべきではないし、議論にすべきではない。
- 桑名委員      結論を出したらどうか。
- 武石委員長      これも持ち帰っていただいて、きょう出た論点を整理して、次回には結論を出すということにしたいと思う。  
それでは、本日の協議はこの程度にとどめ、次回の議運でまた御議論いただきたい。次回、結論出す点については結論を出すということでいかがか。
- (異議なし)
- 武石委員長      それでは、さよう決する。  
次回の議会改革の議運についての日程であるが、お手元にお配りをしている議会の日程表をごらんいただきたい。9月定例会閉会后開催することをめどとして、その日時については正副委員長において調整をさせていただくことはいかがか。
- (異議なし)
- 武石委員長      それでは、さよう決する。
- 米田委員      いつごろかということ。
- 武石委員長      日程を見ると10月は結構難しい。11月も決算特別委員会が入ってくるので、かなりタイトな日程である。今、可能性としてあるのは11月5日。10月30日もいけるか、知事選が告示でちょっと難しい。その11月5日をめどに調整をしていただきたい。その日あるかもしれないと思っておいてもらったら。

- 9月議会の閉会日 10月15日の議運で、決めていきたいと思う。
- 土森委員 知事選挙が入ってきたので、決算特別委員会の日程も昨年とちょっと変わってくる。決算特別委員会の日程調整の上で、それを見るということにしたほうがいい。
- 武石委員長 それと、議事は終わっているが、最近、私が思うのは、執行部から委員会などで説明してもらって、それで審議して予算を認めて本会議で採決して予算執行される。過年度の予算について、決算特別委員会もあるが、その当時の部長に話を聞いてみたいとか確認したいケースも、ちょっと最近二、三出てきている。  
今は別の部長になっていることもあれば、課長になっているということもある。予算を組んだ当時、こういう予算の使い方をすると説明をしたその本人に確認をしたいことがある。そういうのは議会として、そのポストは今別の人になっているが。
- 坂本(茂)委員 やめた人はどうする。
- 武石委員長 参考人として。
- 土森委員 無理があるのでは。
- 桑名委員 それは委員会で、みんなで聞かなければならないと共通認識にならないと呼ぶには至らない。
- 武石委員長 かと言って、特別委員会を設置するほどでもない。
- 桑名委員 参考人でも、呼ばれるほうはしんどい。
- 米田委員 武石議員が調査研究していただければ、そのときに結論出すから。今は、個々の調査の範囲でしないと。
- 池脇委員 決算特別委員会について、その他で私も言おうと思っていた。決算特別委員会は予算化されたときの資料だとか、趣旨のような裏づけとなるようなものが提出されない。結果としての数字だけの報告だから、決算特別委員会提出の資料については、もう少し我々がわかるための資料も説明させる必要があるのではないか。
- 桑名委員 予算概要、見積書の資料を全員に配るのか。それこそ、今のペーパーレスの流れに反するのでは。これを全議員に配るのか。
- 池脇委員 決算特別委員だから、10冊あったらいいだけだから。それをセットにして事業のところと比較して見れるので、もっと深い質疑ができるのでは。
- 坂本(茂)委員 それは、決算特別委員になった人が、自分で整理するべきでは。私は、議会で予算審議するときに、その見積書をコピーして、ドッジファイルが4冊あるが、それを自分の常任委員会の分を抜いてきて議論している。決算特別委員会のときは、審議される部局のものを持ってきて、それと決算資料を見ながらや

るわけで、それは議員個人が準備して臨めばいい。資料は全部図書室にあるのだから、コピーすれば手に入る。それを執行部にドッジファイル4冊をコピーして出せというたら、ちょっとしんどいのでは。

武石委員長

小休にする。

◎こういうことで予算を組みましたという説明を受けて施行している事業があるが、それが当初言うような使い方になっていない。悪意があってしていないわけではないが、できていないのは事実。それを今のメンバーに問いただしても、それなりの理由を言うだろうけれど、僕は予算を説明した人に来てもらいたい。あんた、こう言ったのではないかと。常任委員会でやると、よそにいる人を呼ぶこともできない。

◎予算委員会だったらできる。

◎在職中だったらできる。

◎それに決算特別委員会の対象となる前年の2月の常任委員会の議事録は確実に残っている。それを見ながら質疑したら、わざわざ本人を呼ばなくても、2年前の予算提案説明のときに、当時、執行部はこういう提案説明を委員会でしたと言うことができる。本人を呼ばなくても、結局2年前の人になる。前年じゃなくて、その前の2月に提案しているのだから、果たして呼べるのか。

武石委員長

正場に復す。

それでは日程については、閉会日の議運で決めたいと思うが、11月5日の可能性が高いということで心づもりをしておいていただきたい。

## 2. その他

武石委員長

最後に、その他で何かないか。

(なし)

武石委員長

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。